

## 【2023年3月27日からスタート！】パスポートのオンライン申請を開始します

令和5年（2023年）3月27日以降、パスポートの発給申請手続きがオンラインでもできるようになります。

お手持ちのスマートフォン等から、以下1のとおりオンライン在留届（ORRネット）を利用したオンライン申請を行っていただければ、申請の際には在外公館に来訪する必要はありませんので、是非ご活用ください。

なお、パスポートを受け取るためには、引き続き在外公館へ来ていただく必要があります。

また、令和5年（2023年）3月27日以降、以下2のとおり申請手続きが変更となりますので、ご注意ください。

### 1 オンライン申請がスタートします

令和5年（2023年）3月27日から、パスポートの発給申請手続きがオンラインでもできるようになります。

※令和5年（2023年）3月27日以降についても、従来の紙の申請書による郵送申請および来館での申請は引き続き受け付けます。

※出張サービスでの受け取りを希望される場合は、オンラインでは申請いただけません。

従来通り、郵送にて申請書類をお送りください。

#### ○ 対象者

オンライン在留届（ORR ネット）に登録している在留邦人

※オンライン在留届への登録がお済みでない方は、これまで通り紙媒体による申請をさせていただきます。

※在留届を紙媒体で登録されている方で、オンライン在留届への切り替えを希望される場合は、オンライン在留届の登録が完了したら、当館までメールまたはお電話にてご連絡ください。

#### ○ オンライン申請の手順

##### （1）オンライン在留届（ORR ネット）にログイン

在留届メニューから海外旅券電子申請システムへアクセスし、申請手続きをしてください。

##### （2）アプリのダウンロード

スマートフォンにパスポート申請（海外在留邦人用）アプリをダウンロードし、顔写真・自署の撮影、現在のパスポートのIC読取等を行ってください。

### (3) 滞在許可証等の疎明資料のアップロード

オンライン申請後、当館からの通知メールをもって改めてアップロードしていただきます。(現行の仕様では、申請時点でのアップロード機能は有していませんが、今後システムのアップデートがあり、申請時に添付できるようになりましたら、改めてホームページにて変更のご案内を致します。)

### (4) 受領

全ての書類のご提出、申請書の修正等が完了した時点から、7 開館日以降に交付可能となります。「交付予定通知」(メール)が届きましたら、お電話にて来館の予約をさせていただきます。パスポートの受け取りは、窓口となります。受け取る際は、必ず前回のパスポート(初めての場合は身分証)と受領票、手数料を現金でご用意下さい。

オンライン申請は、アプリ等の画面上の案内にしたがって実施いただきますが、手続きの方法については、後日、手順書および動画を掲載する予定です。

※ オンライン申請受付後は、受付完了通知や交付予定通知等のメールが自動配信されます。送信元のメールアドレスは、送信専用のメールアドレス(noreply-jp-passport-system@mofa.go.jp)となります。このメールアドレスにご返信いただいてもお答えできませんので、ご了承くださいませ。

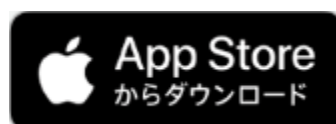
○ アプリのダウンロード

＼アプリのダウンロードはこちらから／

〈Android の方〉



〈iPhone の方〉



※新規発給や、記載事項の変更の申請には戸籍謄本の原本が必要となります。窓口提出、または郵送にて、事前にご提出下さい。(万が一、郵送時に書類が紛失した際には、責任は負いかねますのでご了承ください。)

※パスポートを受け取るために必要な手数料は、当館窓口にて現金でお支払いいただきます。窓口またはオンラインによるクレジットカード納付は、現段階では取り扱いできません。何卒ご了承ください。

## 2 申請手続きが変わりました

### 戸籍謄本のご用意を！

新しくパスポートを申請する場合や、旅券面の記載事項に変更がある場合は、戸籍謄本をご用意ください。戸籍抄本では受付できません。

※有効期間内の切替更新の場合、戸籍謄本の提出は原則として不要です。

### 査証欄が少なくなったらパスポートの申請を！

パスポートの査証欄（ビザページ）を追加する増補制度が廃止になりました。余白がなくなった時には、新たなパスポートを申請してください。

### 6か月以内に受け取りを！

新しいパスポートが発行され、6か月以内にお受け取りがない場合、パスポートは失効します。失効後5年以内に次のパスポートを申請する際には、通常より高い手数料をお支払いいただくこととなりますのでご注意ください。

（※令和5年3月27日以降に申請したパスポートが6か月以内に受け取られず、失効した場合に適用されます。）

### 申請書の変更

令和5年（2023年）3月27日から、パスポート発給等のための申請書の様式が変更されます。同日以降、古い様式の申請書は使用できません。

→ご自宅等で印刷可能なダウンロード申請書は[こちら](#)から。

→オンライン申請の場合には、申請書の様式変更は関係ありません。

## ○在スイス大使館

電話：031 300 22 22（代表）

メール：[consularsection@br.mofa.go.jp](mailto:consularsection@br.mofa.go.jp)

住所：Engenstrasse 53, 3012 Bern, Switzerland

ホームページ：[https://www.ch.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.ch.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

（了）